

## 「遺失物に関する世論調査」の概要

平成 28 年 12 月  
内閣府政府広報室

調査対象	全国18歳以上の日本国籍を有する者 3,000人 有効回収数 1,804人（回収率 60.1%）
調査時期	平成28年10月27日～11月6日（調査員による個別面接聴取）
調査目的	遺失物に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とする。
調査項目	落とし物に関する意識 落とし物の取扱い方法に関する意識 報労金制度に関する意識

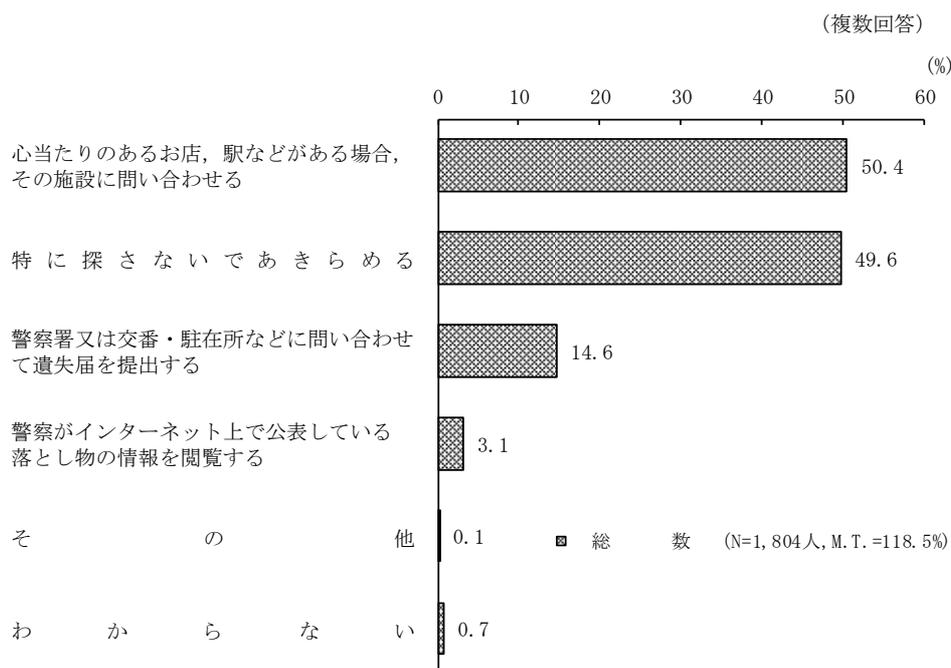
# 1 落とし物に関する意識

## (1) 安価で大量に流通している物を落とした場合の対応

問1 もしあなたが、傘、衣類、ハンカチなど、値段が安くて大量に流通している物を落とした場合、どのような方法で探すと思いますか。この中からいくつでもあげてください。(複数回答)

(全4項目)

- ・心当たりのあるお店、駅などがある場合、その施設に問い合わせる 50.4%
- ・特に探さないであきらめる 49.6%
- ・警察署又は交番・駐在所などに問い合わせして遺失届を提出する 14.6%
- ・警察がインターネット上で公表している落とし物の情報を閲覧する 3.1%



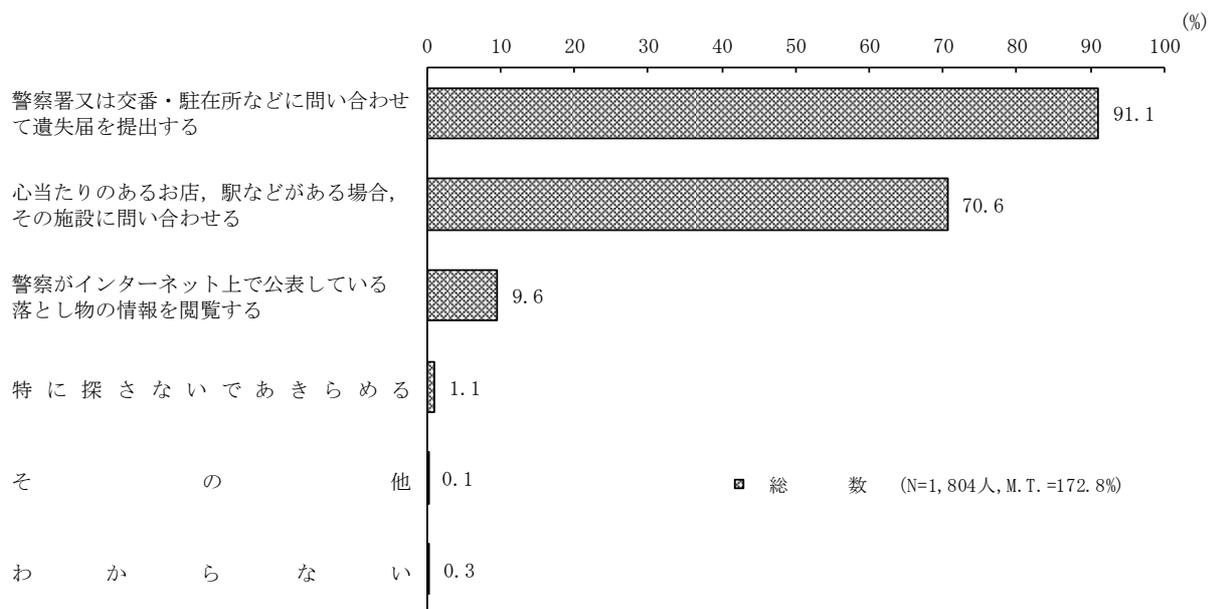
(2) 運転免許証や財布などを落とした場合の対応

問2 では、もしあなたが、運転免許証、財布など、値段が安くて大量に流通している物以外の物を落とした場合、どのような方法で探したいと思いますか。この中からいくつかもあげてください。(複数回答)

(全4項目)

- ・警察署又は交番・駐在所などに問い合わせして遺失届を提出する 91.1%
- ・心当たりのあるお店、駅などがある場合、その施設に問い合わせる 70.6%
- ・警察がインターネット上で公表している落とし物の情報を閲覧する 9.6%
- ・特に探さないであきらめる 1.1%

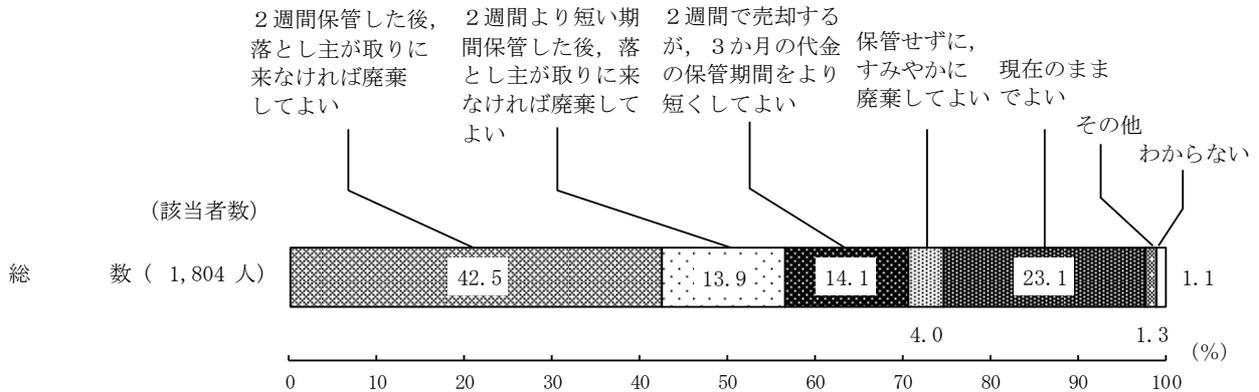
(複数回答)



## 2 落とし物の取扱い方法に関する意識

問3 傘や衣類のように値段が安くて大量に拾われる一方で、落とし主がほとんど取りに来ない落とし物について、警察や拾われた施設などでどのように取り扱うのがよいと思いますか。あなたのお考えに最も近いものをこの中から1つだけお答えください。

- ・ 2週間保管した後、落とし主が取りに来なければ廃棄してよい 42.5%
- ・ 2週間より短い期間保管した後、落とし主が取りに来なければ廃棄してよい 13.9%
- ・ 2週間で売却するが、3か月の代金の保管期間をより短くしてよい 14.1%
- ・ 保管せずに、すみやかに廃棄してよい 4.0%
- ・ 現在のままでよい 23.1%

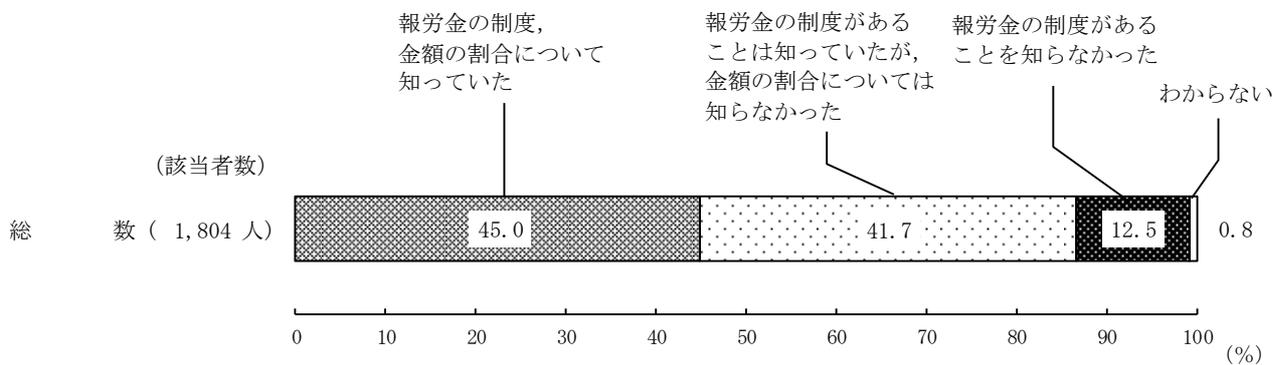


### 3 報労金制度に関する意識

#### (1) 報労金制度の認知度

問4 あなたは、報労金の制度について知っていましたか。  
この中から1つだけお答えください。

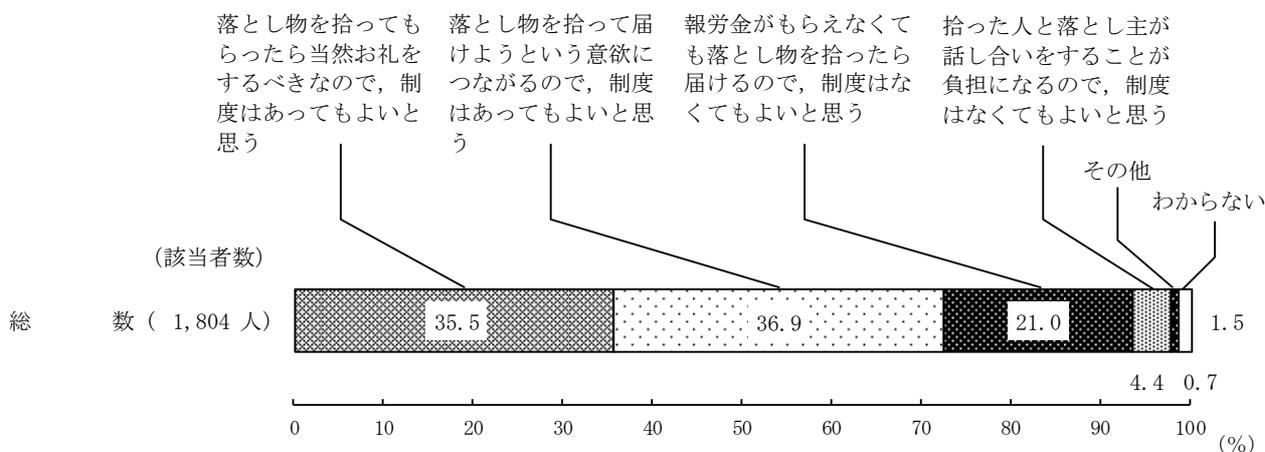
- ・ 報労金の制度、金額の割合について知っていた 45.0%
- ・ 報労金の制度があることは知っていたが、  
金額の割合については知らなかった 41.7%
- ・ 報労金の制度があることを知らなかった 12.5%



(2) 報労金制度の必要性に関する意識

問5 あなたは、報労金の制度の必要性についてどう思いますか。  
あなたのお考えに最も近いものをこの中から1つだけお答えください。

- ・落とし物を拾ってもらったら当然お礼をするべきなので、  
制度はあってもよいと思う 35.5%
- ・落とし物を拾って届けようという意欲につながるので、  
制度はあってもよいと思う 36.9%
- ・報労金がもらえなくても落とし物を拾ったら届けるので、  
制度はなくてもよいと思う 21.0%
- ・拾った人と落とし主が話し合いをすることが負担になるので、  
制度はなくてもよいと思う 4.4%



## 遺失物に関する世論調査

平成28年11月

調査時期：平成28年10月27日から平成28年11月6日  
調査対象：全国18歳以上の日本国籍を有する者3,000人  
有効回収数(率)：1,804人(60.1%)

### 1 落とし物に関する意識

Q1【回答票1】もしあなたが、傘、衣類、ハンカチなど、値段が安くて大量に流通している物を落とした場合、どのような方法で探すと思いますか。この中からいくつでもあげてください。(M.A.)

- (50.4) (ア) 心当たりのあるお店、駅などがある場合、その施設に問い合わせる
- (14.6) (イ) 警察署又は交番・駐在所などに問い合わせで遺失届を提出する
- (3.1) (ウ) 警察がインターネット上で公表している落とし物の情報を閲覧する
- (49.6) (エ) 特に探さないであきらめる
- (0.1) その他 ( )
- (0.7) わからない

(M.T.=118.5)

Q2【回答票2】では、もしあなたが、運転免許証、財布など、値段が安くて大量に流通している物以外の物を落とした場合、どのような方法で探すと思いますか。この中からいくつでもあげてください。

(M.A.)

- (70.6) (ア) 心当たりのあるお店、駅などがある場合、その施設に問い合わせる
- (91.1) (イ) 警察署又は交番・駐在所などに問い合わせで遺失届を提出する
- (9.6) (ウ) 警察がインターネット上で公表している落とし物の情報を閲覧する
- (1.1) (エ) 特に探さないであきらめる
- (0.1) その他 ( )
- (0.3) わからない

(M.T.=172.8)

## 2 落とし物の取扱い方法に関する意識

（【資料1】を提示して、調査対象者によく読んでもらってから、以下の質問を行う。）

### 【資料1】

平成27年中に届出のあった拾得物は1,896万件で、過去最高を記録しています。落とし物の中には、身分証明書や携帯電話のように落とし主へ返還される割合が比較的高い物がありますが、一方、傘や衣類のように大量に拾われて落とし主がほとんど取りに来ない物もあります。

落とし物は、警察や拾われた施設などで3か月間保管することとなっていますが、傘や衣類などの落とし物は2週間保管した後、売却できるものは売却して落とし物の代わりに代金を3か月間保管し、売却できないものは廃棄できることとなっています。なお、売却した代金は、落とし主に返還されるか、保管期間内に落とし主が取りに来なかった場合には、拾った人や拾われた施設又は都道府県に引き渡されますが、実際には中古の傘などは売却できないものがほとんどです。

※ 落とし物の返還割合（平成26年中、28都道府県警察からの報告による。警察庁調べ）  
運転免許証 91.9%、預貯金通帳 86.7%、携帯電話機 82.4%  
傘 1.0%、衣類・履物類 4.2%、ハンカチ 1.6%

Q3【回答票3】傘や衣類のように値段が安くて大量に拾われる一方で、落とし主がほとんど取りに来ない落とし物について、警察や拾われた施設などでどのように取り扱うのがよいと思いますか。あなたのお考えに最も近いものをこの中から1つだけお答えください。

- (42.5) (ア) 2週間保管した後、落とし主が取りに来なければ廃棄してよい
- (13.9) (イ) 2週間より短い期間保管した後、落とし主が取りに来なければ廃棄してよい
- (14.1) (ウ) 2週間で売却するが、3か月の代金の保管期間をより短くしてよい
- (4.0) (エ) 保管せずに、すみやかに廃棄してよい
- (23.1) (オ) 現在のままでよい
- (1.3) その他 ( )
- (1.1) わからない

### 3 報労金制度に関する意識

〔資料2〕を提示して、調査対象者によく読んでもらってから、以下の質問を行う。）

#### 【資料2】

法律では、落とし物の返還を受ける落とし主は、落とし物を拾ってくれた人に対して、落とし物の価格の5～20%の金額を報労金として支払わなければならないことになっています。

拾った人が自分の住所と氏名を教えることに同意した時は、警察から落とし主と拾った人へそれぞれの住所と氏名を教えられることとなっており、拾った人と落とし主が話し合っただけで報労金の金額などを決めることになりません。拾った人が報労金はもらわなくてよいと警察に申し出て、住所と氏名を教えることに同意しない場合には、警察からお互いの氏名や住所を伝えることはありません。

Q4〔回答票4〕あなたは、報労金の制度について知っていましたか。

この中から1つだけお答えください。

- (45.0) (ア) 報労金の制度、金額の割合について知っていた
- (41.7) (イ) 報労金の制度があることは知っていたが、金額の割合については知らなかった
- (12.5) (ウ) 報労金の制度があることを知らなかった
- (0.8) わからない

Q5〔回答票5〕あなたは、報労金の制度の必要性についてどう思いますか。あなたのお考えに最も近いものをこの中から1つだけお答えください。

- (35.5) (ア) 落とし物を拾ってもらったら当然お礼をするべきなので、制度はあってもよいと思う
- (36.9) (イ) 落とし物を拾って届けようという意欲につながるので、制度はあってもよいと思う
- (21.0) (ウ) 報労金がもらえなくても落とし物を拾ったら届けるので、制度はなくてもよいと思う
- (4.4) (エ) 拾った人と落とし主が話し合いをすることが負担になるので、制度はなくてもよいと思う
- (0.7) その他 ( )
- (1.5) わからない